

# 財団法人 日本関税協会役員給与規程

関協 14 第 43 号

平成 14 年 9 月 27 日

## ( 総 則 )

第 1 条 財団法人日本関税協会の役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

## ( 給与の区分 )

第 2 条 役員の給与は、俸給、通勤手当及び特別手当とする。

## ( 給与の支払 )

第 3 条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## ( 俸 給 )

第 4 条 役員の俸給は、毎月定額とし、職員給与の支給日に支給する。

## ( 給与の支給日 )

第 5 条 給与は（特別手当を除く。）は、その月の月額的全額を毎月 25 日に支給する。25 日が休日にあたるときは前日（その日が休日にあたるときは、その日に最も近い休日でない日）に支給するものとする。

2 特別手当は、6 月 15 日及び 12 月 5 日に支給する。ただし、支給日が日曜日にあたるときは、その日の前々日とし、支給日が土曜日にあたる場合は、その日の前日に支給するものとする。

## ( 日割計算 )

第 6 条 新たに役員になった者には、その日から給与（通勤手当及び特別手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給与を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律(以下「一般職給与法」という。)第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

(特別手当)

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これら基準日前1か月以内に退職し、又は解任された役員についても、同様とする。

- 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は解任された役員にあっては、退職し、又は解任された日現在)において当該役員の俸給を基礎として、一般職給与法第19条の8の規定に準じて算定した額とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する役員には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当(第2号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた特別手当)は、支給しない。

(1) 基準日1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解任された役員で、その退職し、または解任された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(2) 次項において準用する一般職給与法第19条の6第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた役員(当該処分を取り消された役員を除く)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

- 4 特別手当の支給の一時差止めの取扱いについては、一般職給与法第 19 条の 6 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「各庁の長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

( 端数の処理 )

- 第 9 条 この規程により計算した金額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

( 実施に関し必要な事項 )

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行し、平成 14 年 10 月分の給与から適用する。

財団法人日本関税協会 役員給与規程第 10 条の規定に基づき、役員の俸給定額を定める件

平成 16 年 8 月 1 日

平成 16 年 8 月 1 日現在において在職する役員の俸給定額は、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号）別表第 10 に掲げる指定職俸給表によるものとし、役職の別に応じ、次のとおりとする。

専務理事・常務理事（事務局長）	指定職	4 号俸
常務理事（知的財産情報センター事務局長）	同	1 号俸